

9月15日（火） 公 布



平成21年9月15日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、以下のとおり指定を行うこととしました。

### I 政令の概要

8月8日から8月11日にかけて、熱帯低気圧及び台風第9号の影響により、各地で大雨となり、兵庫県などを中心に大きな被害が生じました。

今回の政令は、「平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」等を指定するものです。

### II 被害の発生状況等

#### 1. 激甚災害（本激）＜全国について適用＞

農地等関係（法第5条）の被害状況

- ・ 査定見込額（全国） 49.7 億円
- ・ うち兵庫県の査定見込額 27.0 億円

#### 2. 局地激甚災害（局激）＜それぞれの区域について適用＞

##### （1）公共土木施設関係（法第2章）の被害状況

- ・ 兵庫県佐用町（旧上月町） 査定見込額 5.8 億円
- ・ 高知県三原村 査定見込額 1.3 億円

##### （2）中小企業関係（法第12条、第13条）の被害状況

- ・ 兵庫県佐用町 中小企業関係被害額 48.2 億円

### III 適用すべき措置の概要

#### 1. 本激

##### （1）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 農地 85%→94%）

- (2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項から第4項まで）  
農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

## 2. 局激

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）  
公共土木施設の災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という。）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 公共土木施設 69%→81%）
- (2) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）  
被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講ずる。
- (3) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（法第13条）  
小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金について、その償還期間を2年を超えない範囲で延長する。
- (4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第1項、第3項及び第4項）  
公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業で、負担法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

政令第二百四十一号

平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる町村の区域に係る

	<p>激甚災害にあつては、それぞれに定める措置</p> <p>イ 高知県幡多郡三原村 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>ロ 兵庫県佐用郡佐用町 法第三条、第四条、第十二条、第十三条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>
<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十一年台風第九号（同年八月九日に北緯二十七度東経百三十五度十分）において台風となった熱帯低気圧で、同月十三日に北緯三十三度五十分東経百五十一度四十分において熱帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。</p>	

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚<sup>じん</sup>災害に対処するため  
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第

一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。